

第 29 回

上富良野町農業委員会総会議事録

令和 7 年 11 月 10 日

上富良野町農業委員会

第29回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 令和7年11月10日(月) 午後1時30分から午後2時30分

2 場 所 JAふらの北エリア上富良野事務所 2階 役員会議室

3 出席委員 名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	長谷川岩夫	2	春名 正義	3	荒 仁
4	荻子 弘記	5	對馬 徹	7	沼沢 春美
8	向山 直	9	菊地 信幸	10	内田 透
11	谷口 弘道	12	佐藤 良二	13	井村 昭次

4 欠席委員

6	前田 満				
---	------	--	--	--	--

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第2 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 諮問第1号 農用地利用集積等促進計画案の作成について
(農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限)
- 日程第4 議案第2号 農用地の買入協議に係る要請について
(農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限)
- 日程第5 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第8 議案第6号 土地の現況証明書下付について

7 農業委員会事務局職員

事務局長	林下 里志	主事	川崎 琢巳
------	-------	----	-------

8 会議の概要
開会（午後1時30分） （着席）

開会の宣言

事務局長 全員ご起立ください。「礼」ご着席ください。
只今より、第29回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、12名であります。
定数に達しておりますので、これより第29回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。
直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。 「事務局長」

事務局長 諸般の報告（別紙）

議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、
8番 向山 直 君 9番 菊地信幸 君 を指名いたします。

議長

日程第2 「議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」の件を議題といたします。
議案第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局

議案第1号について、ご説明いたします。
農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借権の合意解約申し出のあった次の件について、審議を求めます。

令和7年11月10日提出 上富良野町農業委員会会長 井村昭次

農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされ、賃貸借権の解約が成立しております。以下、議案第1号朗読。

1番

貸主、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、借主、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計3筆。地目は公簿現況ともに畑及び田で、面積は3筆合計で44,677㎡です。土地の引き渡し時期は令和7年11月10日、内容は合意解約です。農地法第3条による賃貸借で、期間は令和16年11月30日まででした。

2番

貸主、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、借主、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計7筆。地目は公簿現況ともに田で、面積は7筆合計で51,510㎡です。土地の引き渡し時期は令和7年11月10日、内容は合意解約です。農地法第3条による賃貸借で、期間は令和13年11月30日まででした。

3番

貸主、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、借主、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇の内ほか、計3筆。地目は公簿現況ともに畑で、面積は3筆合計で40,943㎡です。土地の引き渡し時期は令和7年11月10日、内容は合意解約です。農地法第3条による賃貸借で、期間は令和11年11月30日まででした。

4番

貸主、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、借主、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計7筆。地目は公簿現況ともに田で、面積は7筆合計で35,618㎡です。土地の引き渡し時期は令和7年11月10日、内容は合意解約です。農地法第3条による賃貸借で、期間は令和5年11月30日まででした。

5番

貸主、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、借主、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、計1筆。地目は公簿現況ともに畑で、面積は1筆合計で14,046㎡です。土地の引き渡し時期は令和7年11月10日、内容は合意解約です。農地法第3条による賃貸借で、期間は令和11年11月30日まででした。

これをもって提案理由の説明を終わります。

議長

議案第1号 について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号 を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長

日程第3 「諮問第1号 農用地利用集積等促進計画案の作成について」の件を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定により、〇〇番 〇〇〇〇委員の退席を求めます。(〇〇番 〇〇〇〇委員 退席)

諮問第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局

諮問第1号について、ご説明いたします。

農用地利用集積等促進計画案を定めるにあたり、所有者及び借受予定者との利用調整がなされ、農用地の利用の効率化及び高度化の促進に資する。と認められますので、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条及び第19条並びに農地中間管理事業の規定等に基づき、貴会の意見を求める。
なお、次の計画案のとおり認可申請されれば即日公告できるものとする。

令和7年11月10日提出 上富良野町長 斉藤 繁

農用地利用集積等促進計画案の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第5項第2号及び第3号に規定する要件等を満たしていると判断されます。

審議の資料として、調査書をご覧ください。

以下、諮問第1号朗読。

1の1

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計14筆。地目は公簿現況ともに畑及び田で、面積は14筆合計で21,084㎡です。内容は売買で、対価は〇〇〇〇千円。移転時期は令和7年12月1日で、支払い方法は口座振込、支払い時期は令和8年3月5日、引き渡し時期は対価の支払い日です。

議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

諮問第1号 1の1 について、提案に関する補足説明を願います。

「3番、荒 仁 委員」

荒委員 3番 荒です。諮問第1号 1の1 について、補足説明いたします。

1の1

出し手 ○○○○の ○○○○さん
受け手予定者 ○○○○の ○○○○さん
所在地は、○○地区の ○○道路沿いになります。
○○○○さんの離農に伴い、即売タイプで売買することになりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号 1の1を採決いたします。

本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 日程第4 「議案第2号 農用地の買入協議に係る要請について」の件を議題といたします。
農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定により、○○番 ○○○○委員の退席を求めます。(○○番 ○○○○委員 退席)
議案第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第2号について、ご説明いたします。
農業経営基盤強化促進法第22条の規定に基づき、次の農用地について農地中間管理機構による買入が必要と認められるので、上富良野町長に対して、買入協議の要請を行うよう求める。

令和7年11月10日提出 上富良野町農業委員会会長 井村昭次

要請内容は、出し手の離農により売却することになった農地について、農地売買等事業により、公益財団法人北海道農業公社と買入調整を行うものです。
以下、内容を朗読いたします。

1番

出し手、 ○○○○の○○○○さん、土地の所在は上富良野町○○○○番○○ほか、計21筆。地目は公簿現況ともに畑と田で、面積は21筆合計で217,938㎡です。事業は農地売買等事業の貸付タイプです。事業参加予定者は、○○○○の○○○○さんです。

議長

これをもって提案理由の説明を終わります。
議案第2号、1番について、提案に関する補足説明を願います。
「3番、荒 仁 委員」

荒委員

3番、荒です。議案第2号 1番について、補足説明いたします。

出し手、〇〇〇〇の 〇〇〇〇さん
所在地は、〇〇地区の 〇〇道路付近となります。

〇〇〇〇さんの離農に伴い、売買のあっせん申出があったところですが、一部、上富良野町長に買入協議の要請をし、北海道農業公社の貸付タイプにより、取り進めていくことになりました。

慎重審議のほどよろしく願いいたします。

議長

これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号、1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

〇〇番 〇〇〇〇 委員の退席を解きます。(〇〇番 〇〇〇〇委員 着席)

議長

日程第5 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の件を議題といたします。
議案第3号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局

議案第3号について、ご説明いたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき、許可の可否について審議を求めます。

令和7年11月10日提出 上富良野町農業委員会会長 井村昭次

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧願います。

以下、内容を朗読。

1 番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計2筆。地目は公簿現況ともに畑と田で、面積は2筆合計で28,158㎡です。権利移転・設定の理由は売買となりました。

議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。
議案第3号 1番について、提案に関する補足説明を願います。
「10番、内田 透 委員」

内田委員

10番 内田です。議案第3号 1番 について、補足説明いたします。

出し手 〇〇〇〇の 〇〇〇〇さん
受け手 〇〇〇〇の 〇〇〇〇 さん
所在地は、〇〇〇〇の 〇〇〇〇付近になります。
〇〇〇〇さんの規模縮小に伴い、売買することになりました。

慎重審議をよろしく願います。

議 長

これをもって提案に関する補足説明を終わります。
議案第3号 1番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号 1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第6 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。
議案第4号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局

議案第4号について、ご説明いたします。
農地法第4条の規定による許可申請のあった次の件について、審議を求める。
令和7年11月10日提出 上富良野町農業委員会 会長 井村昭次

審議の資料として、農地法第4条調書を添付してございますのでご覧願います。
以下、内容を朗読。

1 番

土地の所有者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、計1筆。地目は公簿現況ともに畑で、面積は1筆合計で19,793㎡です。

議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。
議案第4号、1番について、提案に関する補足説明を願います。
「9番 菊地信幸 委員」

菊地委員

9番 菊地です。議案第4号、1番について、補足説明いたします。

土地所有者及び申請者は、〇〇〇〇の 〇〇〇〇さん
所在地は、〇〇地区の 〇〇道路沿いになります。

これまで、りんごなどの果樹を主に耕作していましたが、鳥獣害の被害が大きく、生産性の低い土地のため、カラ松の植林をすることとなりました。

慎重審議をよろしく願います。

議 長

これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第4号 1番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第4号 1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第7 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。

議案第5号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局

議案第5号について、ご説明いたします。
農地法第5条の規定による許可申請のあった次の件について、審議を求める。
令和7年11月10日提出 上富良野町農業委員会 会長 井村昭次

審議の資料として、農地法第5条調書を添付してございますのでご覧願います。
以下、内容を朗読。

1 番

土地の所有者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、転用者は大町2丁目2番11号の上富良野町長 斉藤 繁さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇の内ほか、計3筆。地目は公簿が山林、畑で現況が畑。面積は3筆合計で2,687㎡です。

2番

土地の所有者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、転用者は大町2丁目2番11号の上富良野町長 斉藤 繁さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇の内ほか、計4筆。地目は山林、畑で現況が畑。面積は4筆合計で3,879㎡です。

3番

土地の所有者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、転用者は大町2丁目2番11号の上富良野町長 斉藤 繁さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇の内ほか、計2筆。地目は公簿現況ともに畑で、面積は2筆合計で1,760㎡です。

議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。
議案第5号、1番、2番、3番について、提案に関する補足説明を願います。
「10番 内田 透 委員」

内田委員

10番 内田です。議案第5号、1番、2番、3番について、補足説明いたします。

〇〇地区の 〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの3件の農地について、クロスカントリースキーコースとして、上富良野町が冬期間、一時転用するものです。期間は令和8年3月31日まで、面積は幅3m、延長2,775.5mのクロスカントリースキーコース使用となります。

慎重審議をよろしく願います。

議 長

これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第5号 について、これより質疑に入ります。

荒委員

図面を見るとコースが赤線で囲われているが、実際には赤線以外を使用することはないのか。

事務局

実際は降雪によりわからなくなる可能性があるため、ポール等を建てて整備するようお願いしている。

議 長

ほかにございませんか。

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第5号 1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長

日程第8 議案第6号「土地の現況証明書下付について」の件を議題といたします。
議案第6号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局

議案第6号について、ご説明いたします。
北海道農地法関係事務処理要領及び上富良野町農業委員会土地の現況証明事務取扱要領の規定に基づき、次の件について証明書を下付したく審議を求めます。
令和7年11月10日提出 上富良野町農業委員会会長 井村昭次

審議資料として、現地調査表を添付してございます。
以下、内容を朗読し、土地の経過を説明。

1番

土地の所有者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、申請者は土地所有者と同じです。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、計1筆。地目は公簿が山林、現況が農地・採草放牧地で面積は1筆合計で7,241㎡です。

議長

これをもって提案理由の説明を終わります。
議案第6号 1番について、提案に関する補足説明を願います。
「4番 荻子弘記 委員」

荻子委員

4番 荻子です。議案第6号 1番 について、補足説明いたします。

10月14日に 向山委員、對馬委員とともに現地調査を行いました。

所有者は 〇〇〇〇の 〇〇〇〇さん。
所在地は 〇〇地区の 〇〇道路付近になります。
土地の経過については、事務局の説明とおりで。
公簿上は山林ですが、農地、採草放牧地とすることが適切と思います。

慎重審議をよろしく願います。

議長

これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第4号 1番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第4号 1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 本日の日程は、全て終了いたしました。

第29回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 全員ご起立ください。 「礼」

以上、議案6件、諮問1件 の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後2時30分

上記第29回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和7年11月10日

上富良野町農業委員会長 _____

上富良野町農業委員 _____

上富良野町農業委員 _____